

『岸田首相の年頭所感 先送りできない問題に答えを』

岸田首相は恒例の年頭所感を、令和5年元旦に以下の概要により国民に向け語った。

○戦後日本が直面し、積み残してきた多くの「先送りできない問題」に、正面から立ち向かい、一つ一つ答えを出していく。○グリーン、デジタル、スタートアップ、イノベーションなどの分野に、官民が連携して、我が国の人とカネを大きく集中させ、大胆な投資と改革を進めていく。○日本は今年、G7の議長国として広島サミットを主催、一方的な現状変更や核による脅しを断固として拒否するといった我々の強い意思を、歴史に残る重みをもって示していきたい。○昨年決定した国家安全保障戦略も踏まえ、我が国自身の外交的努力を更に強化し、その裏付けとなる防衛力の強化などにも全力で取り組む。○全世代型社会保障改革は、少子化対策、こども政策等社会全体を維持できるかどうかという大きな課題であり、しっかりと向き合う。○昨年一年で、コロナを克服し、日本経済の力強い再生を成し遂げ、新たな国際秩序をしっかりと創っていくための布石を打った。防衛力強化、新しい資本主義、GX(グリーン・トランスフォーメーション)、新時代リアルイズム外交等、昨年用意した様々な布石を、実際に稼働させる、動かしていく。



『R5年度税制改正大綱(2) スタートアップへの再投資優遇』

個人所得課税では、個人投資家が上場株式等を売却して保有株式の譲渡益を元手にスタートアップへ再投資する場合の優遇税制の創設も重要な改正点である。エンジェル税制との選択適用となる。

【投資時】特定株式(スタートアップの設立の際に発行される株式)を払込みにより取得した居住者等(発起人であり、自ら営む事業の全部を承継させた個人等ではない者)は、取得した年分の一般株式等又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額から、取得に要した金額の合計額が控除される。【譲渡時】上記の控除を適用した特定株式の取得価額は、取得に要した金額から、控除した額のうち20億円を超える部分の額を控除した金額とする。これは、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用対象となる。

対象となるスタートアップ企業の要件は、1) 設立の日から1年未満の中小企業者 2) 販売費+一般管理費>出資金額×0.3 3) 特定の株式グループの有する株式≤発行済株式の総数×0.99 4) 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者ではない 5) 発行済株式の数×1/2≥一の大規模法人等による所有、又は発行済株式×2/3>大規模法人等による所有 6) 風俗営業等を行う会社ではない



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com